

紀北家畜保健衛生所

電話 073-462-0500

紀南家畜保健衛生所

電話 0739-47-0974

紀南家畜保健衛生所 東牟婁支所

電話 0735-58-1481

ミツバチの病気について

ミツバチには家畜伝染病予防法により定められている伝染病があります。

家畜伝染病（法定伝染病）と届出伝染病に大別され、家畜伝染病（法定伝染病）として、腐蛆病の一種が定められており、届出伝染病として、チョーク病、バロア症、ノゼマ症、アカリダニ症が指定されています。

数年前より、這いまわる、大量死、飛翔不能、蜂群崩壊、縮れ翅、ミツバチの減少といった症状が散見され、県内の養蜂農家の間で問題になっています。

令和8年2月、本県において調査した養蜂農家のうち3戸の養蜂農家が飼養する蜂群でバロア症の発生を確認しました。

今回は、ミツバチヘギイタダニが原因となるバロア症について記載します。

<バロア症（届出伝染病）>

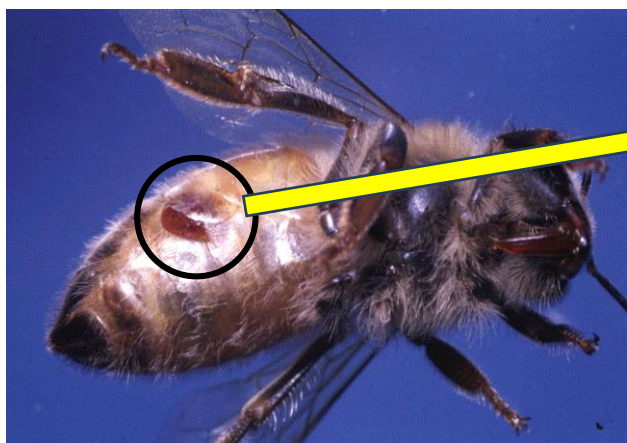
この病気は、ミツバチヘギイタダニが蜂の体に寄生することでおこる病気で、幼虫期に感染してしまうと、成蜂は矮小化してしまいます。

秋に重症化し、ダニの増殖速度が速いため、対策が遅れると蜂群が壊滅し、大きな被害となります。

また、このダニはミツバチに麻痺ウイルスを媒介し、ウイルス感染を引き起こします。

発症したミツバチは、以下のような症状がみられます。

- ・胸部背面と腹部の体毛が脱落し、体の色が黒っぽくなるため、腹部のバンドが不鮮明になる。
- ・体や翅を痙攣させながら巣門付近を歩くようになる。
- ・巣門付近で大量死しているのが見つかる。
- ・死んだミツバチは、黒褐色になるため、他の死亡状況と区別ができる。

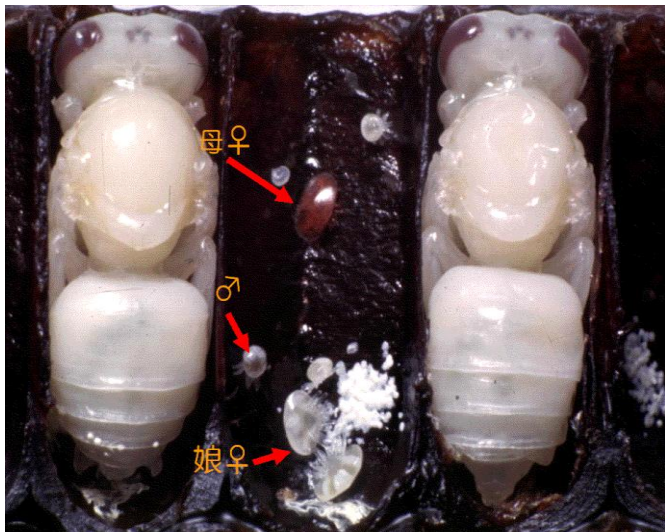


顕微鏡拡大写真

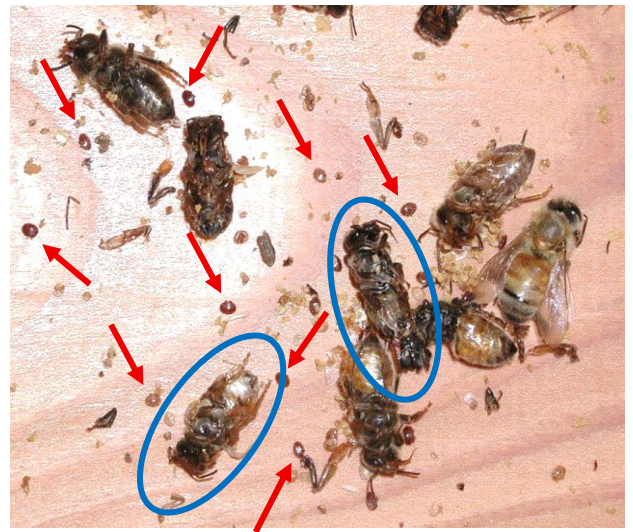
(紀南家畜保健衛生所撮影)

写真：

成蜂の腹部に寄生しているミツバチヘギイタダニ
このダニは肉眼でも確認することができます。



写真：巣房内のダニと蜂児（蛹を取り除いた状態）



写真：巣箱の底に落ちた羽化不完全な成蜂とミツバチヘギイタダニ



写真

写真左の3匹はダニの寄生により、発育異常で羽が縮れています。



写真

右側の蜂は、翅が縮れ、体色が黒ずんでいる。左側の蜂と比較しても明らかに黒く、腹部のバンドが不鮮明になります。体毛が脱落し、全体的に腹部に艶感が確認されます。

※写真は一般社団法人日本養蜂協会「養蜂技術指導手引書」より引用

常日頃の衛生管理（蜂場の草刈り、整理整頓、蜂具の使いまわしをやめる、空いた巣箱の洗浄・消毒・乾燥バーナーで焙る、空き箱を放置しないなど）や日頃の観察（健康状態、蜂群の勢い等の観察）の徹底も病気の早期発見・まん延につながります。

バロア症の対策については、県のホームページ

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070400/chikusan_top_d/fil/Varroosis.pdf

に載せておりますので、ご確認いただくか、最寄りの家畜保健衛生所までお問い合わせください。飼養するミツバチに異常を感じた際は、管轄の家畜保健衛生所まで連絡下さい。

養蜂振興法第4条（県外転飼）

飼養するミツバチをハチミツ採取や花粉交配用、越冬等の目的で、県外へ移動する場合や県外から本県に移動する場合は、「養蜂振興法」に基づき転飼しようとする場所を管轄する都道府県知事の許可「転飼許可」を受けなければなりません。

この規定に違反した場合、二十万円以下の罰金に処されます。

ミツバチの転飼（移動養蜂）を行う際には、家畜伝染病予防法に基づき、転出・転入先の都道府県で義務付けられた「**腐蛆（ふそ）病検査**」を受け、**陰性証明書**を取得する必要があります。移動前（特に県外移動）に必ず所轄の家畜保健衛生所に連絡し、検査を受けてください。

県外からの転飼許可申請者については、転飼許可後、転飼前の都道府県で発行された腐そ病検査証明書を転飼予定場所を管轄する家畜保健衛生所に提出してください。

<手続きの流れ>

転出前：元の場合の家畜保健衛生所で検査を受け、証明書を取得。

転入時：新しい場所の家畜保健衛生所に証明書を提出。